

保育所における利用者負担額の算定に係る「家計の主宰者」の認定について

瀬戸内市保育所における利用者負担額徴収規則（平成 16 年瀬戸内市規則第 67 号）に基づく利用者負担額の算定における「家計の主宰者」は、次の場合に認定します。

ただし、同居の祖父母等が次の（１）～（４）すべてに該当する場合は別世帯とみなし、家計の主宰者とはなりません。

- （１）住民票上で保育所入所児童のいる世帯と世帯分離している。
- （２）保育所入所児童を税法上の扶養にとっていない。
- （３）保育所入所児童を健康保険の扶養にとっていない。
- （４）公共料金（電気、ガス、水道等）の請求書がすべて別になっている。

【家計の主宰者の認定】

同一世帯内に父母の収入の合計額（ひとり親世帯にあつては父又は母の収入額。以下同じ。）を超える収入を有する祖父母等がおり、父母の収入の合計額が下記の金額を超えない場合は、世帯内で収入額が一番多い祖父母等のうちの一人を家計の主宰者と認定します。

児童数	収入金額
1 人	110 万円
2 人	140 万円
3 人を超える場合は、上記に児童 1 人につき 30 万円ずつ加算	

※収入金額は、4 月から 8 月までにおいては前々年、9 月から翌年 3 月までにおいては前年の収入で判定します。

※収入金額には、児童手当、児童扶養手当、障害基礎年金等の課税外収入も含まれます。

※児童数は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の数です。